

給実甲第1309号

令和5年2月28日

人事院事務総長

給実甲第151号の一部改正について（通知）

給実甲第151号（通勤手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第3条関係 1～4（略） <u>5 各庁の長は、職員に対し、少なくとも毎年度1回、この条の規定による届出に関し注意を喚起するものとする。</u>	第3条関係 1～4（略） (新設)
<u>第21条関係</u>	<u>第22条関係</u>

(略)	(略)
-----	-----

以 上